

# 日本型直接支払

【令和2年度予算概算決定額 77,203 (77,194\*) 百万円】

## <対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

## <政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

## <事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への**水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害**されることが懸念される状況にあります。
- このため、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等**に対して支援を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し**していく必要があります。

### 多面的機能支払 48,652 (48,652) 百万円

#### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

#### 支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

#### 資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

#### 支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

### 中山間地域等直接支払 26,100 (26,091\*) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域  
(山口県長門市)

\* 令和元年度予算は中山間地農業ルネサンス推進事業分(252百万円)を除いた額

### 環境保全型農業直接支払 2,451 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

# 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 48,652 (48,652) 百万円】

## <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

## <政策目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [令和2年度まで]
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [令和2年度まで]

## <事業の内容>

### 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**  
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

## 【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県	北海道	都道府県		北海道		
			田	畑	田	畑	
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」を追加) ※「防災・減災力の強化」の中で「災害時における応急体制の整備」も対応可	田 畑 草地	400 240 40	320 80 20	田 畑 草地	400 240 40	320 80 20
農村協働力の深化に向けた活動への支援	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 畑 草地	400 240 40	320 80 20	田 畑 草地	1,000 600 80	700 300 40
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田 畑 草地	1,000 600 80	700 300 40	田 畑 草地	400 240 40	320 80 20

項目	都府県		北海道		交付金(定額)
	3集落以上または50ha以上	200ha以上	3集落以上または1,500ha以上	3,000ha以上	
広域化した活動組織への支援	200ha以上	1,000ha以上	3集落以上または1,500ha以上	15,000ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

＜対策のポイント＞

農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するとともに、**第5期対策（令和2～6年度）では、前向きな取組への支援を強化します。**

＜政策目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和2～6年度まで]

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,890) 百万円

○ 第5期対策では、**対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域**（保全を図る棚田等に限る）**を追加し**、以下の見直しを実施します。

① 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化**

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

② 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、**集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充**

③ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し** 等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜  
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜  
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (201\*) 百万円

○ 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。 ※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



\* 令和元年度予算は中山間地農業ルネッサンス推進事業分(252百万円)を除いた額

＜事業イメージ＞

【対象地域】 中山間地域等（**地域振興9法**等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（**集落戦略の作成**）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算（新設）</b> 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算（継続）</b> 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
<b>集落協定広域化加算（拡充）</b> 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
<b>集落機能強化加算（新設）</b> 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
<b>生産性向上加算（新設）</b> 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

## <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**します。第2期対策（令和2年度）から、支援対象取組や取組水準等を一部見直し、環境保全効果の高い取組への重点化を図ります。

## <政策目標>

土壌炭素貯留量の増加への貢献、生物多様性保全の推進

## <事業の内容>

### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,360 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 支援の対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 国際水準GAPを実施していること ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
  - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 90 (90) 百万円

- ① 対象者：地方公共団体等
- ② 支援内容：都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ> → 環境保全型農業直接支払交付金 → 環境保全型農業直接支払推進交付金



※下線部は拡充内容

## <事業イメージ>

支援対象となる取組

### ▶ 全国共通取組

**有機農業** 国際水準の有機農業を実施していること

※ 有機JAS認証取得を求めるものではありません。



**堆肥の施用** **カバークロープ** **リビングマルチ** **草生栽培** 他

原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止の効果が高い取組

▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円	不耕起播種	3,000円	
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>注)</sup> に限り、2,000円を加算。		長期中干し	800円	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円	秋耕	800円	
堆肥の施用		4,400円	<b>地域特認取組</b> 交付単価は、都道府県が設定します。		
カバークロープ		6,000円			
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円 (3,200円)			
草生栽培		5,000円			

- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

注) 土壌分析を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

(参考)

## 令和2年度予算の棚田地域振興法関連事項

○ 令和元年8月に施行された「棚田地域振興法」を踏まえ、農林水産省では令和2年度当初予算において、中山間地域等直接支払の拡充など、以下の優遇措置を実施。

### 1. 中山間地域等直接支払の拡充

#### ①対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ 現行の8法に、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を支援対象地域に追加。

#### ②「棚田地域振興活動加算」(1万円/10a)の新設

⇒ 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)に対し、取組目標の設定・達成を要件として10,000円/10aを加算。

### 2. 中山間地農業ルネッサンス事業の拡充

#### ①支援対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ ルネッサンス事業の対象地域に指定棚田地域を追加し、支援事業の優先採択、優遇措置を講じる。

#### ②「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす

⇒ 「地域別農業振興計画」の認定を受ける代わりに、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする。

#### ③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充

⇒ 棚田地域における体制づくり、アドバイザー派遣、計画策定等の棚田の保全・振興を推進するモデルメニューを追加。

### 3. 補助率の嵩上げ・要件緩和

⇒ 各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

優遇措置		対象事業
補助率 嵩上げ	50→55%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業競争力強化基盤整備事業</li> <li>・農村地域防災減災事業</li> <li>・農山漁村地域整備交付金</li> <li>・農地耕作条件改善事業</li> <li>・農業水路等長寿命化・防災減災事業</li> <li>・鳥獣被害防止総合対策交付金</li> <li>・農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)</li> </ul>
	4/10,1/3 →1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)</li> <li>※稲の育苗施設、米の乾燥調製施設・集出荷貯蔵施設等</li> </ul>
要件緩和 (面積要件等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)</li> <li>・農業競争力強化基盤整備事業</li> <li>・農村地域防災減災事業</li> <li>・農山漁村地域整備交付金</li> </ul>

### 4. その他の優遇措置

#### ①農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の拡充

⇒ 優遇措置(上限助成額について各年度100万円を上乗せ)の対象地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

#### ②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の拡充

⇒ 認定棚田地域振興活動計画に基づく活動に対応した事業メニュー(指定棚田地域保全整備)を創設。